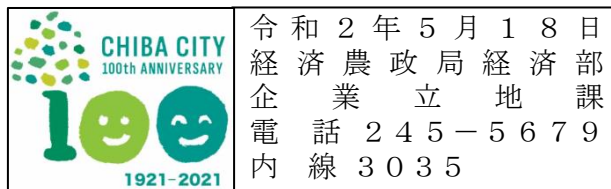




記者発表資料



「テナント支援協力金」の対象賃料等を拡充します！

千葉市では、令和2年4月28日から「テナント支援協力金」制度を実施し、休業している業種等の負担軽減を図り、事業の継続を支援してきました。

このたび、緊急事態宣言の延長に伴い、交付対象となる賃料等について従来の「1カ月分」から「2カ月分」に拡充しますので、お知らせします。

1 変更内容

(1) 賃料等の拡充

1カ月分 → 2カ月分

(2) 上限額

1テナントあたり50万円（1カ月分） → 1テナントあたり100万円（2カ月分）

※申請期間、支援対象等は変更ありません。

2 申請時期

(1) 過去に申請のない方

令和2年5月25日（月）から開始となります。

(2) 既にテナント支援協力金の申請を行い、2回目の申請者を行う方

令和2年6月8日（月）から開始となります。

※提出書類等の詳細は、後日ポータルサイトにて、お知らせします。

※以下のポータルサイトの専用の申込フォームから申請受付予定となります。

【URL】https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/covid19-tenant_kyouryokukin.html

千葉市 テナント支援協力金

検索



【市ホームページ】